不登校児童生徒の学習支援とフリースクール等との連携事業委託仕様書

教育支援課

１　件名　　不登校児童生徒の学習支援とフリースクール等との連携事業

２　委託期間　　契約締結日～令和８年３月３１日

３　趣旨

フリースクール等における不登校児童生徒の学習支援について、インターネットを活用した学習支援や、実技や体験活動による多角的な観点の学習支援、社会的自立に向けた進路学習の支援を行うとともに、学校・保護者との連携について、学校及び保護者との望ましい連携を実現できるフリースクール等を募集し、事業委託するものである。

４　受託場所　千葉市内の民間フリースクール等

５　受託者　　上記４のフリースクール等を運営する者

６　事業概要

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象者 | 千葉市立小中特別支援学校、中等教育学校（前期課程）に在籍しており、市内フリースクール等に通っている不登校児童生徒 |
| 指導日数 | 年間１８０日程度（１日２時間程度） |
| 学習支援対象者定員 | 年間のべ６０人以上 |
| 実施体制 | スタッフ２名 |

※具体的な実施方法（実施曜日・実施時間帯）や開始日等については、事業者決定後に、千葉市教育委員会教育支援課と協議の上決定するため、柔軟に対応すること。

※年間を通じた継続的な学習支援を実施するため、通年で同じスタッフが配置できるようにすること。

７　フリースクール等の条件

（１）市内に施設があること。

（２）前年度までに千葉市立小中特別支援学校、中等教育学校（前期課程）に在籍する児童生徒を受け入れ、出席扱いとされた実績があり、令和７年４月当初も５名以上の受入が見込まれること。

（３）次の①、②の条件を満たすスタッフをそれぞれ１名ずつ確保できること。

①　教員免許取得者で、学校現場や子どもルーム等で児童生徒の指導に５年以上の勤務経験を有する者。

②　以下（ア）～（ク）のいずれかを満たす者。

（ア）教育相談を行うための専門的な知識を備えた公認心理師等の資格を有する者（令和７年３月末までに資格取得見込みの者を含む）。

（イ）精神科医。

（ウ）学校教育法第１条に規定する大学の心理学又は心理学隣接諸学科の学部・学科の教授、准教授または講師（常時勤務をしている者）。

（エ）大学院研究科において、心理学を専攻する博士課程前期又は修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者（令和７年３月末までに１年以上の経験を見込みの者を含む）。

（オ）大学院研究科において、心理学隣接諸学科を専攻する博士課程前期又は修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者（令和７年３月末までに１年以上の経験を見込みの者を含む）。

（カ）４年生若しくは短期大学を卒業した者で、心理学又は心理学隣接諸学科を専攻し、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、５年以上の経験を有する者（令和７年３月末までに５年以上の経験を見込みの者を含む）。

（キ）医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者。

（ク）諸外国で、上記（エ）または（オ）のいずれかと同等以上の教育歴及び２年以上の心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務の経験を有する者。

（４）学習に使用する機器

① フリースクール等の児童生徒が使用できるインターネットに接続したパソコン、または、タブレットを使用する児童生徒の人数に対応した台数を備えることができること。

② 学習に使用するパソコンやタブレットは、学習支援ソフトをインストールすることが可能であり、かつ、正常に作動する環境を備えたものであること。

1. 実技や体験活動
2. 実技や体験活動をする場を確保できること。
3. 実技や体験活動を指導する支援者を確保できること。

８　支援対象者

千葉市立小中特別支援学校、中等教育学校（前期課程）に在籍しており、対象となるフリースクール等に通っている児童生徒で、学習支援を受けながら継続的にパソコンやタブレットによる学習に加え、実技や体験活動の学習を行うことができる者（年間のべ６０人以上）

９　学習支援の内容

（１）児童生徒がパソコンやタブレットを用いて提供された学習支援ソフトに取り組む際に円滑に学習が進められるように支援する。（ソフト使用のための支援）

（２）学習支援ソフトからの学習課題や情報提供を受けながら、個々の児童生徒の学力等に応じた学習支援や自立支援を行う。（学力向上・自立のための支援）

（３）実技や体験活動を取り入れ、効果的に学習が進められるように支援する。（実技や体験活動のための支援）

（４）個々の能力や適性を理解し、状況に応じた進路学習が適切に行われるよう支援する。（進路学習のための支援）

（５）必要に応じて参加児童生徒の保護者への教育に関する支援として面談等を実施する。

10　学習支援ソフトの概要

（１）相当学年の教材や映像授業を提供するだけでなく、個に応じた教材を提示し、必要に応じて苦手な部分を説明したり、学年を遡って学習したりすることが可能であるもの。

（２）児童生徒の学習状況を随時フリースクール等の指導者や保護者及び在籍校に提供できるもの。

11 実技や体験活動の概要

1. 実技・・・科学実験、図画工作、運動など
2. 体験活動・・・自然体験、社会奉仕的体験、職業体験、社会科見学など

12　進路学習支援・自立支援

キャリア教育の視点をもち、児童生徒の能力や可能性を十分に考慮しながら、自立につながる学習となるもの。また、必要に応じて、模擬試験の受験や進路相談に応じる。

13　報告書

　　本事業における最終的な成果と課題を明示した報告書を作成し、令和８年３月３１日までに千葉市教育委員会に提出する。（インターネットを活用した学習・実技や体験活動を取り入れた学習、進路学習支援、自立支援の留意事項、望ましい学校・保護者との連携の在り方等について記述）

A４版　４枚以上　７部提出

14　情報の取扱いに関する事項

事業の実施にあたって取り扱った個人情報については守秘義務を課し、業務履行後および業務から退いたのちも同様とする。

15　費用負担

（１）指導料、学習支援ソフト使用料、学習支援ソフト導入費用、インターネット環境整備費、実技・体験活動に係る費用、進路学習に係る費用、報告書作成費、学校や保護者等との連携に要する通信費等諸経費、が委託料に含まれる。

（２）年２回（上半期・下半期）の完了払いとする。

16　その他

（１）受託者は翌月１０日までに、スタッフの勤務状況と参加児童生徒の出席日数、学習状況、保護者との面談の実施状況及び学校との連絡状況について、事業実績報告書にて報告すること。

　　　なお、３月の月例報告については、令和８年３月３１日までに報告すること。

（２）受託者は、事業を実施する上で、支援対象者に損害が起きた場合や支援対象者が第三者等に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。また、あらかじめ事故などの不測の事態に対応できる体制を整えるとともに、万が一、事業実施中に事故が発生した場合には速やかに千葉市教育委員会教育支援課に報告すること。

17　協議

　　受託者は、この仕様書に規定するものの他、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、委託者と協議し決定するものとする。